市民文化スポーツ局・教育委員会所管分施設の使用料等改定(案)について

■ 市民センター			現行使用料		改定案	備考
区3)	9時~12時	12時~17時	17時~22時	1 時間の区分ごとに	
多目的ホール	150平方メートル以上	700	1,100	1,800	270	
	150平方メートル未満	550	700	1,100	180	
和室調理室		350	600	900	140	
その他の室		180	350	550	80	

■ 生涯学	<u></u> ≌習センター				現行的	使用料					改	 定案			備考
			9時~	· 12時	13時 ·	~ 17時	18時	~ 22時	9時~	- 12時	13時	~ 17時	18時	~ 22時	※ 大ホールの規
	区分		平日	土·日 休日	平日	土·日 休日	平日	土· 日 休日	平日	土· 日 休日	平日	土・日休日	平日	土・日休日	定時間区分以外の 部分の使用料の額
	大ホール	Α	3,600	4,300	5,700	6,900	7,200	8,600	5,400	6,450	8,550	10,350	10,800	12,900	は、次の各号に掲 げる時間の区分に
		В	5,400	6,400	8,600	10,300	10,800	12,900	8,100	9,600	12,900	15,450	16,200	19,350	応じ、当該各号に
小倉南生		С	7,200	8,600	11,500	13,800	14,400	17,200	10,800	12,900	17,250	20,700	21,600	25,800	定める額とする。 (1) 12時から13時
涯学習セ	区分		9時~	· 18時	時間外 (1時間又に	まその端数	ごとに)	9時~	· 18時	時間外(1時間又に	まその端数	(ごとに)	まで 13時~17時 に係る規定使用料
ンター	市民ギャラリー			1,200				200		1,800				300	の額の2割5分に相
	区分		9時~	· 12時	12時 ⁻	~ 17時	17時	~ 22時	1時間(の区分ご	とに				当する額 (2) 17時から18時
	視聴覚室、特別会議室			700		1,100	1,800							410	まで 18時~22時 に係る規定使用料
	音楽室			550		700		1,100						270	の額の2割5分に相
	会議室、和室			350	600 900						210	当する額			
八幡西生	1 A =¥ -		9時~	· 12時	12時 ⁻	12時~17時 17		~ 22時	1時間(の区分ご	とに				
涯学習総	大会議室			700		1,100		1,800				41			
合セン ター	多目的室			550		700		1,100				270			
	会議室、和室、立礼室			350		600		900						210	
	区分		9時~	· 12時	12時 ·	~ 17時	17時	~ 22時	1時間(の区分ご	とに				
門司生涯	講堂、第1・第2会議室			700		1,100		1,800						410	
学習センター	第3・第4・第 5 会議室 第3・第4和室	!.		550		700	1,100							270	
	研修室、第1・第2和室 調理室、絵画室	!.		350		600		900						210	
	区分		9時~	·12時	12時 ·	~ 17時	17時	~ 22時	1時間(の区分ご	とに				
その他の	講堂A、茶室、工芸室			700		1,100		1,800						410	
生涯学習	講堂B			550		700		1,100						270	
センター	和室、調理室			350		600		900			210				
	その他の室			180		350		550						120	
	区分		9時~	· 12時	12時 ·	~ 17時	17時	~ 22時	1時間(の区分ご	とに				
婦人会館	和室、調理室			350		600		900						210	
	第1・第2会議室			180		350		550						120	

※設備等の使用料も同様の値上率(現行使用料×1.5倍)で改定予定

大ホールABCの区分:入場料又はこれに類するもの(以下「入場料等」という。)の最高額による区分

■北九州芸	长術劇場				現行(吏用料					改5	主案			備考
			10時·	~ 12時	13時·	~ 17時	18時	~ 22時	10時·	~ 12時	13時 ·	~ 17時	18時 ·	~ 22時	※ 規定時間区分
	区分		平日	土・日 休日	平日	土・日 休日	平日	土·日 休日	平日	土・日 休日	平日	土・日 休日	平日	土・日 休日	料の額は、次の各
大ホール		Α	19,000	22,800	45,600	54,700	57,000	68,400	22,800	27,360	54,720	65,640	68,400	82,080	号に掲げる時間の 区分に応じ、当該
		В	28,500	34,200	68,400	82,100	85,500	102,600	34,200	41,040	82,080	98,520	102,600	123,120	各号に定める額と
		С	38,000	45,600	91,200	109,400	114,000	136,800	45,600	54,720	109,440	131,280	136,800	164,160	する。 (1) 7時から9時ま
	ホワイエ		の一部を	を使用す	- 劇場の使 るときは は中劇場	、 <u>4時間</u>	又はその	端数ご	の一部を	レ又は中 を使用す ホール又	るときは	、 <u>1時間</u>	又はその	端数ご	で又は22時から24 時まで 1時間又 はその端数ごとに 18時~22時に係る 規定使用料の額の
中劇場		Α	10,200	12,300	24,500	29,400	30,600	36,700	12,240	14,760	29,400	35,280	36,720	44,040	5割に相当する額
		В	15,300	18,300	36,700	44,100	45,900	55,100	18,360	21,960	44,040	52,920	55,080	66,120	(2) 9時から10時 まで 10時~12時
		С	20,400	24,500	49,000	58,800	61,200	73,400	24,480	29,400	58,800	70,560	73,440	88,080	に係る規定使用料
小劇場		Α	3,400	4,100	8,200	9,800	10,200	12,200	4,080	4,920	9,840	11,760	12,240	14,640	の額の5割に相当 する額
		В	5,100	6,100	12,200	14,700	15,300	18,400	6,120	7,320	14,640	17,640	18,360	22,080	(3) 表中に記載 (4) 表中に記載
		С	6,800	8,100	16,300	19,600	20,400	24,500	8,160	9,720	19,560	23,520	24,480	29,400	(+) X VC IC #4
			次の各 に定める (3) 12 使用料の (4) 17	号に掲げ る額とす 時から13 の額の <u>3書</u> 時から18	分以時間の る。 3時まで 割に相当で 8時ませ	区分に成 13時~ する額 18時~	SU、当i	該各号 系る規定	次の各 に定める (3) 12 使用料の (4) 17	の額の <u>2害</u>	る時間の る。 3時まで <u>リ5分</u> に相 3時まで	区分に成 13時~ 当する額 18時~	ぶじ、当記 17時に係 頃 22時に係	該各号 系る規定	

※設備等の使用料も同様の値上率(現行使用料×1.2倍)で改定予定

大ホール等ABCの区分:入場料等の最高額による区分

■響ホール			現行值	使用料					改定	定案			備考
FT ()	9時~	12時	13時~	~ 17時	18時	~ 22時	9時~	·12時	13時 ·	~ 17時	18時	22.79	※ 規定時間区分
区分	平日	土·日 休日	平日	土·日 休日	平日	土·日 休日	平日	土·日 休日	平日	土·日 休日	平日	土・日休日	以外の部分の使用料の額は、次の各
大ホール A	21,700	26,000	34,700	41,700	43,400	52,100	26,040	31,200	41,640	50,040	52,080	62,520	号に掲げる時間の 区分に応じ、当該
В	32,600	39,100	52,100	62,500	65,100	78,100	39,120	46,920	62,520	75,000	78,120	93,720	各号に定める額と
С	43,400	52,100	69,400	83,800	86,800	104,200	52,080	62,520	83,280	100,560	104,160	125,040	する。 (1) 7時から9時ま
ホワイエ	するとき	ルの使用に当たり、ホワイエの一部を使用ときは、4時間又はその端数ごとにホールの料に3,000円を加算する。					ホールの するとき 使用料に		<u>詩間</u> 又は -	その端数		- 1	で又は22時から24 時まで1時間又は その端数ごとに18 時~22時に係る規
	次の各号 に定める (2) 12F	規定時間区分以外の部分の使用料の額は、 の各号に掲げる時間の区分に応じ、当該各号 定める額とする。) 12時から13時まで 13時~17時に係る規定				該各号	※ 規定時間区分以外の部分の使用料の額は、 次の各号に掲げる時間の区分に応じ、当該各号 に定める額とする。 (2) 12時から13時まで 13時~17時に係る規定				該各号	定使用料の額の5 割に相当する額 (2) 表中に記載 (3) 表中に記載	
	(3) 17	:) 12時から13時まで 13時~17時に保る規定 更用料の額の <u>3割</u> に相当する額 3) 17時から18時まで 18時~22時に係る規定 更用料の額の <u>3割</u> に相当する額				系る規定	(3) 17	D額の <u>2書</u> 時から18 D額の <u>2書</u>	3時まで	18時~	22時に例	系る規定	
区分	9時~12時 12時~17時 17時~22時							1	時間の図	区分ごと	に		
				土·日 休日		平日		土	・日・休	村			
リハーサル室	2,500	2,950	3,750	4,600	5,050	6,000			1,040			1,250	
研修室 1,100 1,300 1,750 2,100 2,200 2,6					2,650			460			550		

※設備等の使用料も同様の値上率(現行使用料×1.2倍)で改定予定

■市民会館	È				現行	吏用料				改定案					備考
	Ε. Λ.		9時~	- 12時	13時·	~ 17時	18時	~ 22時	9時~	- 12時	13時 ·	~ 17時	18時·	~ 22時	※ 規定時間区分 以外の部分の使用
	区分		平日	土·日 休日	平日	土·日 休日	平日	土·日 休日	平日	土·日 休日	平日	土·日 休日	平日	土·日 休日	料の額は、次の各 号に掲げる時間の
	大ホール	А	17,500	21,000	28,000	33,600	35,000	42,000	21,000	25,200	33,600	40,320	42,000	50,400	区分に応じ、当該 各号に定める額と
		В	26,300	31,500	42,000	50,400	52,500	63,000	31,560	37,800	50,400	60,480	63,000	75,600	する。 (1) 7時から9時ま
黒崎文化		С	35,000	42,000	56,000	67,200	70,000	84,000	42,000	50,400	67,200	80,640	84,000	100,800	で又は22時から24 時まで 1時間又
ホール	中ホール	А	6,600	7,900	10,600	12,700	13,200	15,800	7,920	9,480	12,720	15,240	15,840	18,960	はその端数ごとに 18時~22時に係る
		В	9,900	11,900	15,800	19,000	19,800	23,800	11,880	14,280	18,960	22,800	23,760	28,560	規定使用料の額の 5割に相当する額
		С	13,200	15,800	21,100	25,300	26,400	31,700	15,840	18,960	25,320	30,360	31,680	38,040	(2) 表中に記載 (3) 表中に記載
	大ホール	А	7,800	9,400	12,500	15,000	15,600	18,700	9,360	11,280	15,000	18,000	18,720	22,440	(6) 2(1) 12 112 11
門司市民 会館		В	11,700	14,000	18,700	22,500	23,400	28,100	14,040	16,800	22,440	27,000	28,080	33,720	
		С	15,600	18,700	25,000	30,000	31,200	37,400	18,720	22,440	30,000	36,000	37,440	44,880	
	大ホール	Α	17,300	20,800	27,700	33,200	34,600	41,500	20,760	24,960	33,240	39,840	41,520	49,800	
		В	26,000	31,100	41,500	49,800	51,900	62,300	31,200	37,320	49,800	59,760	62,280	74,760	
若松市民		С	34,600	41,500	55,400	66,400	69,200	83,000	41,520	49,800	66,480	79,680	83,040	99,600	
会館	小ホール	А	4,900	5,900	7,800	9,400	9,800	11,800	5,880	7,080	9,360	11,280	11,760	14,160	
		В	7,400	8,800	11,800	14,100	14,700	17,600	8,880	10,560	14,160	16,920	17,640	21,120	
		С	9,800	11,800	15,700	18,800	19,600	23,500	11,760	14,160	18,840	22,560	23,520	28,200	
	大ホール	А	17,500	21,000	28,000	33,600	35,000	42,000	21,000	25,200	33,600	40,320	42,000	50,400	
		В	26,300	31,500	42,000	50,400	52,500	63,000	31,560	37,800	50,400	60,480	63,000	75,600	
戸畑市民		С	35,000	42,000	56,000	67,200	70,000	84,000	42,000	50,400	67,200	80,640	84,000	100,800	
会館	中ホール	Α	6,600	7,900	10,600	12,700	13,200	15,800	7,920	9,480	12,720	15,240	15,840	18,960	
		В	9,900	11,900	15,800	19,000	19,800	23,800	11,880	14,280	18,960	22,800	23,760	28,560	
		С	13,200	15,800	21,100	25,300	26,400	31,700	15,840	18,960	25,320	30,360	31,680	38,040	
ホワイ	I		大ホール又は中ホールの使用に当たり、ホワイ エの一部を使用するときは、 <u>4時間</u> 又はその端数 ごとに大ホール又は中ホールの使用料に <u>3,000円</u> を加算する。 大ホール又は中ホールの使用に当たり、ホワイ エの一部を使用するときは、 <u>1時間</u> 又はその端数 ごとに大ホール又は中ホールの使用料に <u>900円</u> を加算する。							の端数					
使用料の額の <u>3割</u> に相当する額					該各号 系る規定					該各号 系る規定					

大ホール等ABCの区分:入場料等の最高額による区分

	FZ /\		9時~	12時	12時~	~ 17時	17時 ·	~ 22時	1 時間の□	 ☑分ごとに
	区分		平日	土·日 休日	平日	土·日 休日	平日	土·日 休日	平日	土・日・祝日
	リハーサル室		3,200		4,800	5,750	6,500		1,330	1,590
	大練習室		2,300	2,750	3,450	4,100	4,750	5,500	960	1,140
	中練習室		900	1,100	1,350	1,600	1,800	2,150	370	440
黒崎文化	小練習室1		700	850	1,050	1,250	1,400	1,700	290	350
ホール	小練習室2・3		400	450	550	700	750	900	150	180
	会議室1・2		400	450	600	700	750	950	160	190
	会議室3・4		350	400	500	600	650	800	130	160
	屋外イベントスペース		350	450	550	650	700	850	140	180
若松市民	第1練習室		1,800	2,100	2,650	3,250	3,550	4,250	730	880
会館	第2・3練習室		550	750	900	1,100	1,150	1,400	240	300
	リハーサル室		2,500	2,950	3,750	4,600	5,050	6,000	1,040	1,250
戸畑市民 会館	第1練習室		700	850	1,050	1,250	1,400	1,700	290	350
	第2練習室		550	750	900	1,100	1,150	1,400	240	300
	大練習室		3,500	4,200	5,250	6,300	7,000	8,400	1,450	1,740
	中練習室1		1,950	2,300	2,900	3,550	3,900	4,650	800	960
	中練習室2		1,350	1,600	2,050	2,450	2,700	3,250	560	670
大手町練 習場	小練習室1・2・4~6		700	850	1,050	1,250	1,400	1,700	290	350
	小練習室3・7・8		550	750	900	1,100	1,150	1,400	240	300
	会議室1		700	800	900	1,100	1,150	1,400	250	300
	会議室2・3		400	400 500 60		700	800	950	160	190
	区分		1	0時~18月	诗	時間外(1時間		端数ごとに)	10時~18時	時間外(1時間又はその端数ごとに)
司市民	第1展示室				2,950		550		3,540	660
≩館	第2展示室				1,450			250	1,740	300
	美術展示室	Α			1,800			300	2,160	360
告松市民 会館		В			3,600			700	4,320	840
		С			5,400			1,000	6,480	1,200
日百三十	美術展示室	А			3,000			600	3,600	720
銀行ギャ ラリー		В			6,000			1,200	7,200	1,440
		С			9,000			1,800	10,800	2,160
	区分				1.	月			1,	月
黒崎文化 	楽器庫1							4,200		5,040
ホール	楽器庫2							10,000		12,000
戸畑市民 会館	楽器庫							9,000		10,800
大手町練	楽器庫1・2							11,000		13,200
習場										4,800

[※]設備等の使用料も同様の値上率(現行使用料×1.2倍)で改定予定

■旧古河鉱業若松ビル		現行利用料金			改定案		備考
区分	9時~12時	12時~17時	17時~22時	9時~12時	12時~17時	17時~22時	
多目的ホールA、B	700	1,100	1,800	840	1,320	2,160	
区分	9時~12時	12時~17時	17時~22時	1時間の区分ご	とに		
会議室A、B、C	180		100				

■ 美術館	i				現行使用料				改定案		備考
普通観覧料		区分		一般	大学生・高校生	中学生・小学	生	一般	大学生・高校生	中学生・小学生	
	個人(1人	.1回)		150	100	5	0	300	200	100	
	団体(20)	人以上、1人1	回)	120	80	4	0	240	160	80	
特別観覧料	写真撮影	モノクローム	Α	1点1回		15	0				
			В	1点1回		1,00	0				
		カラー	Α	1点1回		30	0		Frie I		
			В	1点1回		2,00	0		廃止		
	模写・模法	造・拓本		1点1日		2,00	0				
	熟覧			1点1日		20	0				
	区分	}		9時30分~17時30分	時間外(1時間又	はその端数ごとに)	9時30分~17時30分	時間外(1時間又に		
展示室				10,400		1,50	0	12,480	1,800		
			※ 展示室の使 ル又は収蔵庫の 使用料の額にそ する。	一部を使用する。	ときは、展示室		ル又は収蔵庫の	用に当たり、エン 一部を使用すると れぞれ1日につき	きは、展示室		
	区分	}		10時~20時	時間外(1時間又	時間外(1時間又はその端数ごとに)			時間外(1時間又に	はその端数ごとに)	
分館展示	室A			7,900		89	0	9,480	1,060		
	区分	}		10時~20時	時間外(1時間又	はその端数ごとに)	10時~20時	時間外(1時間又に	はその端数ごとに)	
分館展示	室B			5,600		62	0	6,720		740	
	※ 分館展示室A及び分館展示室Bの両室を使する場合における使用料の額は、次の各号にげる時間の区分に応じ、当該各号に定める額する。 (1) 10時から20時まで 13,400円 (2) 前号に掲げる時間の区分以外の時間1時にはその端数ごとに 1,500円						又	する場合におけ げる時間の区分 する。 (1) 10時から20		次の各号に掲号に定める額と	
	区分 9時30分~17時30分 時間外(1時間又はその端数ごと					 はその端数ごとに)	9時30分~17時30分 時間外(1時間又はその端数ごとに)			
市民ギャ	市民ギャラリー 7,800 1,1					1,10	00 9,360 1,320		1,320		
	区分	}		9時~19時	時間外(1時間又	はその端数ごとに)	9時~19時	時間外(1時間又に	せその端数ごとに)	
黒崎市民	ギャラリー			7,800		1,10	0	9,360		1,320	

[※]設備等の使用料も同様の値上率(現行使用料×1.2倍)で改定予定

■ 文学館	<u> </u>		現行使用料			改定案		備考
普通観覧料	区分	一般	高校生・中学生	小学生	一般	高校生・中学生	小字玍	年間定期券による 観覧は、特別の展
	個人(1人1回)	200	100	50	240	120	60	覧会の観覧を除 く。
	団体(30人以上、1人1回)	160	80	40	190	90	40	
	年間定期券(1人1年)	400	200	100	480	240	120	

■ 松本清	張記念館		現行使用料				備考	
観覧料	区分	一般	高校生・中学生	小学生	一般	高校生・中学生	小学生	
	個人	500	300	200	600	360	240	
	団体(30人以上)	400	240	160	480	280	190	
	3 館共通入場券 (小倉城、小倉城庭園、 松本清張記念館)	300	190	130	300	190	130	
	区分	9時30分~12時	12時~17時	17時~21時	9時30分~12時	12時~17時	17時~21時	
企画展示	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1,300	1,950	2,600	1,560	2,340	3,120	
	区分	9時30分~12時	12時~17時	17時~21時	1時間の区分ご	とに		
会議室		500	750	1,000			220	

■ 自然史	2・歴史博物	物館			現行使用料			改定案		備考		
普通観覧料		区分		一般	高校生以上	中学生・小学生	一般	高校生以上	中学生・小学生			
	個人(1人	.1回)		500	300	200	600	360	240			
	団体(30/	人以上、1人1	回)	400	240	160	480	190				
特別観覧料	写真撮影	モノクローム	Α	1点1回		150						
			В	1点1回		1,000						
		カラー	Α	1点1回		300		廃止				
			В	1点1回	回 2,000			洗止				
	模写・模定	造・拓本		1点1日 2,000								
	熟覧			1点1日		200						

■ 漫画ミ	ミュージアム		現行使用料			改定案		備考
普通観覧料	区分	一般	高校生・中学生	小学生	一般	高校生・中学生	小学生	
	個人(1人1回)	400	200	100	480	240	120	
	団体(30人以上、1人1回)	320	160	80	380	190	90	
	年間定期券(1人1年)	2,000	1,500 1,00		2,400	1,800	1,200	
	区分	11時~19時	時間外(1時間又はその端数ごとに)		11時~19時	時間外(1時間又は	その端数ごとに)	
企画展示	室 A	2,000		350	2,400		420	
企画展示	室 B	2,100		360	2,520		430	
企画展示	室C	2,600		450	3,120		540	

[※]設備等の使用料も同様の値上率(現行使用料×1.2倍)で改定予定

■ 長崎領	封道木屋瀬宿記念館				現行的	吏用料					改约	定案			備考
観覧料	区分		_	般	高村	交生	中学生・	小学生	_	·般	高村	交生	中学生・	小学生	※ ホールの規定時間区分以外の部分の
	個人			200		100		50		240		120		60	使用料の額は、次の 各号に掲げる時間の 区分に応じ、当該各
	団体(30人以上)			160		80		40		190		90		40	号に定める額とする。
	区分		9時~17	7時30分					9時~17	7時30分					(1) 7時から9時ま で又は22時から24時
企画展示	室							1,000						1,200	まで1時間又はその 端数ごとに18時~22
	区分		9時~	· 12時	13時~	~ 17時	18時	~22時	9時~	· 12時	13時~	~ 17時	18時~	~ 22時	時に係る規定使用料 の額の5割に相当す る額
	ДЛ		平日	土· 日 休日	平日	土· 日 休日	平日	土· 日 休日	平日	土・日 休日	平日	土・日 休日	平日	土· 日 休日	(2) 12時から13時 まで13時~17時に係
ホール		А	3,600	4,300	5,700	6,900	7,200	8,600	4,320	5,160	6,840	8,280	8,640	10,320	る規定使用料の額の 2割5分に相当する額
		В	5,400	6,400	8,600	10,300	10,800	12,900	6,480	7,680	10,320	12,360	12,960	15,480	(3) 17時から18時 まで18時~22時に係 る規定使用料の額の
		С	7,200	8,600	11,500	13,800	14,400	17,200	8,640	10,320	13,800	16,560	17,280	20,640	2割5分に相当する額
		D		550		850		1,100		660		1,020		1,320	
	区分		9時~	· 12時	12時 ·	~ 17時	17時·	~22時	1時間の	区分ごと	: E				
和室				300		450		600						120	

※設備等の使用料も同様の値上率(現行使用料×1.2倍)で改定予定

大ホールABCの区分:入場料等の最高額による(D:舞台・桟敷席を使用しないとき)区分

■スポーツ施設

	区分	•					現行	使用料 					改定	E案		備考
共用		区分		_	般	高	交生	中学生·	小学生		i	一般	高杉	交生	中学生・小学生	
	1人1回	回(2時間以内	260		130		80				390		190	120		
	回数券	∮(10枚つづり	(10枚つづり) 2,340 1,170									3,120		1,520	960	
総合体育館		区分		9時~	· 12時	13時	13時~17時		18時~21時		·21時	1 時間 <i>の</i>		(分ごと	E	※ 規定時間 以外の部分の・ 料の額は、次
					土·日 休日	平日 土·日 休日		平日	平日 土・日 休日		土·日 休日	平日		±	号に掲げる時 区分に応じ、	
		第1競技場	A	7,700	9,200	10,100	12,100	12,800	15,300	30,600	36,600	4,670			間又はその端とに当該各号	
	専用		В	48,000	57,600	72,000	86,400	96,000	115,200	216,000	259,200		33,250		(1) 9時前 12時に係る規 用料の額の11	
		第2競技場第3競技場		3,900	4,700	5,100	6,100	6,400	7,600	15,400	18,400		2,350		2,800	当たりの額 (2) 12時かり まで 13時~
				530	660	910	1,060	850	1,000	2,800	3,310		350		410	に係る規定値 の額の1時間 りの額
	大会諱	遠室			2,100		2,700		2,700	7,500		1時間の区分ごと	: C		1,130	(3) 17時かり まで又は21年 18時~21時(
	小会諱	遠室			1,000	1,300			1,300		3,600	1時間の区分ごと	: C		540	規定使用料の 1時間当たり
新門司 門司 小倉北	区分		9時~	· 12時	12時~17時		17時~21時				1 時間の		区分ごとに			
小倉南曽根若松				平日	土·日 休日	平日	土·日 休日	平日	土·日 休日			平日		±		
五位 折尾スポーツセ ンター 浅生スポーツセ		体育行事		5,100	6,100	7,800	9,400	7,800	9,400				2,580		3,110	
ンター- 八幡東 的場池		体育行事以外		7,700	9,200	11,700	14,100	11,700	14,100	$ \ $	\		3,880	4,670		
城野 黒崎 香月スポーツセ	車田	体育行事		2,500	3,000	3,800	4,600	3,800	4,600				1,260		1,520	
次- 三萩野	47/1	体育行事以外	体育行事以外 3,800 4,600 5,700 6,900 5,70		5,700	6,900				1,900		2,300				
城山	専用	体育行事		1,800	2,200	2,800	3,400	2,800	3,400			920		1,120		
	,,,,	体育行事以外		2,700	3,400	4,200	5,100	4,200	5,100		/	1,380		1,700		
		7.45		9時~	· 12時	12時~17時		17時~21時		\		1	時間の区	☑分ごと		
	12	【分		平日	土·日 休日	平日 土·日		平日	土·日 休日	1		平日		土・日・休日		
門司	集会室			1,800	2,100	3,600	4,300	3,600	4,300	\			1,120		1,330	
若松 折尾スポーツセ ンター 浅生スポーツセ ンター	多目的	目的ホール		520	650	1,110	1,300	1,110	1,300			340		400		
	会	第 1 会議室、 視聴覚音楽室		1,080	1,290	1,620	1,930	2,160	2,580	\			600		720	
的場池	議室	第2会議室			1,930	1 \			450		540					
	等	第3会議室		540	640	810	960	1,080	1,290	-			300		360	
		区分		9時~	L ·12時	12時·	L ~ 17時	17時	L ~21時			1時間の区分ごとに				
	管	使用面積200r	m²以上		540		1,050		1,650						400	
文化記念公園	理棟	100㎡以上200	m²未満		360		700		1,100		\				270	
	会	100㎡未満			180		350		550						130	
	議室	和室・調理室		350			600		900	1	\				230	1

			区分		_	般	高校会	生以下	一般		Ę	 高校生以下	定期券で使用するときは、1日1
			軟式 1回(1時間以	勺)		800		600		1,200		900	回限りとし、2時 間以内を1回とす る。
	若松		硬式 1回(1時間以内)			2,700		1,350		4,050		2,020	
野球場	大城門九桃本的都高三谷山司市園城池島台野	専用			使用者が入場料、等」という。(1) 営利を乗じているのはでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	徴収する場合にな ぶ、当該各号に定 益を目的としない。 は、当該規定便 益を目的とするも は、当該規定便 益を目的とするも は、当に、人場や が1人当たりの入	おける使用料の額 とめる額とする。 い場合入場料等の に定使用料の額の で用料の額の15割 場合一般の者に係 等の総収入額に1 場料等の最高額	は、次の各号に 総収入額に100 15割に相当する に相当する額)と る規定使用料の 00分の4を乗じ に200を乗じて得	使用者が入場料、 (以下「入場料額に じ、当営入額に100 規定使用料の額に の総収入用料の額に をする。 (2) 営利又は収り 係るの総当に対して 額が1人額に元で を を で の で の で の の の の の の の の の の の の	」というのは は、次の額 は、次の額的を かかか かかり かかり かかり かかり かかり かかり かかり かかり かか	。)をとと乗相額 と乗6000のでします。 しばっかい すじを 最のでも まいていまい まいだい かんしん かいがい かいがい かいがい かいがい かいがい かいがい かいがい かいが	収する場合にお が場合入場料等 引き額に満たる額) 調に相当する額) 場合一般の者入場 場合一般の者入場 に得た額に、 に得いて得いである。	
	【砂入人 工芝等】		区分 1人1回		一般	高校生	中学生・小学生		一般	高校	生	中学生・小学生	定期券で使用す るときは、1日1 ┃回限りとし、2時
	新門司 若松		(2時間以内回数券)	330	160	100		490		240		間以内を1回とす る。
庭	浅生スポーツセ ンター 三萩野	# m	(10枚つづり	ĺ	2,970	1,440	900		3,920		1,920	1,200	
場場	水 歩 川 河 畔	共用	定期券	1ヶ月	3,960 16,500	1,920 8,000	1,200 5,000		5,880 24,500		2,880 12,000	1,800 7,500	
	吉田太陽の 丘 桃園		E NI ST	12ヶ月	23,760	11,520	7,200		35,280		17,280	10,800	
	香月中央 城山緑地	専用	1面1回		2時間以内		1,680	\	1時間あたり			1,260	
	【クレー】		区分		一般	高校生	中学生・小学生	\	一般	高校生		中学生・小学生	定期券で使用す るときは、1日1
			1人1回 (2時間以内)	200	100	60		300		150	90	回限りとし、2時間以内を1回とする。
_			回数券 (10枚つづり	J)	1,800	900	540		2,400		1,200	720	
庭球場	門司 小倉南 城山	共用		1ヶ月	2,400	1,200	720		3,600		1,800	1,080	
	田野浦 桃園		定期券	6ヶ月	10,000	5,000	3,000		15,000		7,500	4,500	
				12ヶ月	14,400	7,200	4,320		21,600	•	10,800	6,480	
		専用	1面1回		2時間以内		1,000	\	1時間あたり			750	
運動場・	新門司 若松 ひびきコスモス		区分		_	般	高校	生以下	一般		[E	高校生以下 ————————————————————————————————————	
球技場	桃園 香月中央 本城	専用	1面1回 (1時間以内)		800		600		1,200		900	
١.	若松		区分			高校生	生 以上			高校生	以上		
レ - =	折尾スポーツセ ンター		1人1回 (2時間以内)				300				450	
ーング	総合体育館 浅生スポーツセ ンター	共用	回数券 (10枚つづり	J)				2,700				3,600	
室			定期券	1ヶ月								5,400	

			区分		一般	高校生	中学生以下		一般	高校生	中学生以下	定期券で使用するときは、1日1
	小倉南		1人1回 (2時間以内)	260	130	80		390	19	0 120	回限りとし、2時 間以内を1回とす る。
柔	小倉北八幡東	共用	回数券 (10枚つづり	J)	2,340	1,170	720		3,120	1,52	0 960	
剣道	八幡西 香月スポーツセ	Жлі	定期券	1ヶ月	3,120	1,560	960		4,680	2,28	0 1,440	
場	ンタ- 浅生スポーツセ ンタ-		ZZNI33	3ヶ月	5,720	2,860	1,760		8,580	4,18	2,640	
	大里		区分		9時~12時	12時~17時	17時~21時		1時間の区分ごと	≤ KZ		
		専用			1,750	3,100	3,100				990	
			区分		_	般	高校:	生以下	一般		高校生以下	定期券で使用す るときは、1日1 回限りとし、2時
	門司 小倉南		1人1回 (2時間以内)		170		80		250	120	間以内を1回とする。
弓道	若松 浅生スポーツセ	共用	回数券 (10枚つづり	J)		1,530		720		2,000	960	
場	次- 勝山 桃園		定期券	1ヶ月						3,000	1,440	
	的場池	専用	浅生スポーツセンタ	7-	1時間又はその端	数ごとに		800	1時間あたり		1,200	
			その他		1時間又はその端	数ごとに		400	1時間あたり		600	
			区分		_	般	高校:	生以下	一般	高等学	学校の生徒以下の者	
			1人1回 (2時間以内)		100		30		150	40	
		共用	回数券 (10枚つづり	J)		900		270		1,200	320	
陸 上 競	鞘ヶ谷		定期券	1ヶ月						1,800	480	
技場	本城		区分		7時~12時	12時~17時	17時~21時		1時間の区分ごと	(C		
		専用			12,000	13,000	13,000				4,070	
					入場料等を徴収 100分の4を乗じ する額に満たない 額)とする。	て得た額(当該額)	が規定使用料の額	頁の15割に相当	等の総収入額に1	<u>00分の6</u> を乗し 頁の15割に相当	料の額は、入場料 デて得た額(当該額 首する額に満たない 15割に相当する	

			57. /\		_	般	中主	 学生	小学	生以下	\setminus		_	般	中章	 学生	小学生	主以下	使用時間が25 を超えた場合	
			区分			その他 の月	7・8月	その他 の月	7・8月	その他 の月			7・8月	その他 の月	7・8月	その他 の月	7・8月	その他 の月	使用料は、2 を超える1時	
	新門司		個人 1人1回 (2時間以内)		260 400		200	250	100	120		\	390	600	300	370	150	180	はその端数ご に規定使用料 額の5割(回数	
			団体 (30人以上50)	人未満)	230	360	180	225	90	105			350	540	270	330	130	160	で入場した者	
		共用	団体 (50人以上)		205	320	160	200	80	95			310	480	240	290	120	140	の規定使用料額の5割)に相	
室内プ	折尾スポーツセ ンター 浅生スポーツセ		回数券 (10枚つづり	J)	2,340	3,200	1,800	2,000	900	960			3,120	4,200	2,400	2,590	1,200	1,260	する額を加算 る。	
-	スエバール ンタ- 桃園		定期券	1ヶ月			_	_				\	4,680	7,200	3,600	4,440	1,800	2,160		
	思永中学校	区分					7.	8月	その1	他の月			X	分	7.	8月	そのイ	也の月	使用時間が2	
					平日	土・日 休日	平日	土·日 休日			2.3		平日	土・日 休日	平日	土・日 休日	使用料は、2 を超える1時 はその端数2			
		専用	折尾スポーツセン				1,800	2,200	2,900	3,600			1時間あたり		1,350	1,650	2,170	2,700	に規定使用* 額の5割に相	
			新門司、若材生スポ゚ーツセンター		1回 (2時間	以内)	5,700	6,800	9,000	11,300					4,270	5,100	6,750	8,470	る額を加算する。	
			桃園				11,300	13,500	18,000	22,500					8,470	10,120	13,500	16,870		
1		区分			一般		中学生		小学生以下		\setminus		_	般	中学生		小学:	生以下	使用時間が2 を超えた場合 ●使用料は、2	
	松朽小藤沖和大文紫桃 が		個人 1人1回 (2時間以内			240		130 70				360		190		100		を超える1時はその端数		
			団体 (30人以上50)	人未満)		215		115		60				320		170		90	額の5割(回数	
屋		共用	団体 (50人以上))		190		100		55	\	\		280	1,520 2,280			80	で入場したす ついては、値 の規定使用料	
外 プ			回数券 (10枚つづり	J)		2,160		1,170		630				2,880				800	額の5割)に村	
レ			定期券	1ヶ月						_				4,320				1,200	る 。	
	大池 折尾 上津役	区分			区分 			平日 土・日・休日							平日		土・日・休日		1	
	エ 库 役 木屋瀬 岩ヶ鼻		50m		1回(2時間以内)		5,200		6,800			\			6,150		6,750		-	
	4 - 31	専用	25m										1時間あたり		3,900		5,100		-	
			飛び込み				, ont	5,200		6,800			\		3,900		5,100		※ フィーノ	
	フィールド	A 773	【分 ————————————————————————————————————		6時~	· 12時 	12時	12時~17時 17時~						1	可削の≧	区分ごとに		7 400	及びスタント規定時間区分	
	及びスタン ド					22,400		24,300 36,450		24,300									外の部分の値 料の額は、1 又はその端数	
北九		B 7° 1、スポーツ以外			33,600 36,450 36,450 36,450 2 入場料等を徴収する場合のフィールド及びスタンドの使用料の額は、次の冬号に場げる使用料					及びス	\	1				10,650 場料等を徴収する場合のフィールド及びス の使用料の額は、次の各号に掲げる使用料				
州スタジアム					タンドの使用料の額は、次の各号に掲げる使用料の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) A 入場料等の総収入額に100分の4を乗じて得た額(当該額が規定使用料の額の15割に相当する額に満たないときは、当該規定使用料の額の15割に相当する額(2) B 規定使用料の額の30割に相当する額に、入場料等の総収入額に100分の4を乗じて得た額を加えて得た額							の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) A 入場料等の総収入額に100分の6を乗じて得た額(当該額が規定使用料の額の15割に相当する額に満たないときは、当該規定使用料の額の15割に相当する額に、2) B 規定使用料の額の30割に相当する額に、入場料等の総収入額に100分の6を乗じて得た額を加えて得た額					ち。 を乗じて 相当す の額の15 る額に、	定の適用があ 場合にあって は、同項の規		
	会議室等		፮1~7、 ツプエリア1・2、 ፮1~9	特別	1時間又	1時間又はその端数ごとに <u>860~5,220</u>											/	~ 7,830		

※設備等の使用料も同様の値上率(現行使用料×1.5倍)で改定予定